相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市南区清水一丁目二〇番地の一二、最後の住所福岡県北九州市八幡東区祇園原町八番二三号　被相続人　亡　山根　巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

福岡県北九州市小倉北区竪町一丁目二番三〇号

相続財産管理人　司法書士　平田　輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県霧島市溝辺町崎森一七一一番地、最後の住所鹿児島県霧島市溝辺町崎森三三九二番地四　被相続人　亡　吉満　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

事務所鹿児島県鹿児島市山下町一二番五号

藤崎ビル二〇三　弁護士法人西村総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　徹

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年二月六日

一、墳墓等所在地　熊本市中央区井川淵町四番一五、一七、一八及び一九

一、墳墓等の名称　極楽寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　①北里小一郎・世茂、②北里壽茂・義夫、③渡邊豊亀・坂部準、④亀井家、⑤誠、⑥濱治家・濱治壽平孝典・濱治七郎●典久、他氏名不詳三基

一、改葬を行おうとする者　熊本市中央区井川淵町五―一三　宗教法人極楽寺　代表役員　濱本俊寛

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第二項の規定に基づく朝霞都市計画事業根岸台五丁目土地区画整理事業の工作物等移転又は除却の通知及び照会は左記に記載する者に送付したが受領を拒まれたため、当該書類を通知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定に基づき、当該書類の送付にかえてその通知書の内容を左記のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　朝霞市根岸台四丁目一〇番二一号

氏名　比留間幸一

二、通知の内容

あなたが所有する下記建築物等は、土地区画整理事業の施行のため、平成二十六年三月十五日までに移転又は除却していただくことになりましたので通知します。前記の期限後は、土地区画整理法第七十七条第七項の規定に基づき、施行者朝霞市根岸台五丁目土地区画整理組合が移転又は除却工事を行うことになりますので、あなたが前記期限までに自ら移転又は除却される意思があるか否かを添付の用紙で回答して下さい。以上、土地区画整理法第七十七条第二項の規定に基づき通知及び照会いたします。

所在地　朝霞市根岸台五丁目一二五五―一

構造及び数量　立毛等一式

土地所有者　比留間幸一

（教示）

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

二、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に朝霞市根岸台五丁目土地区画整理組合を被告として提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して六箇月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

三、上記一の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができます。

以　上

平成二十六年二月六日

埼玉県朝霞市根岸台五丁目六番一四号

朝霞市根岸台五丁目土地区画整理組合

理事長　舩本　政雄

第65期決算公告

平成26年2月6日

静岡県沼津市大岡2170番地の1

株式会社平安

代表取締役　中野　宰孝

貸借対照表の要旨

（平成24年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,071
	固定資産	10,171
	資産合計	14,242
負債及び純資産の部	流動負債	12,338
	固定負債	820
	株主資本	1,084
	資本金	20
	利益剰余金	1,064
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,059
	（うち当期純利益）	（437）
	負債・純資産合計	14,242

第6期決算公告

平成26年2月6日

山口県山口市江良三丁目2番30号

株式会社栄信

代表取締役　藤山　効士

貸借対照表の要旨

（平成25年3月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,871
	固定資産	50,100
	合計	52,972
負債及び純資産の部	流動負債	1,738
	株主資本	51,233
	資本金	53,000
	利益剰余金	△ 1,766
	その他利益剰余金	△ 1,766
	（うち当期純損失）	（470）
	合計	52,972

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四四〇〇万円減少し九〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十六年二月六日

山口県山口市江良三丁目二番三〇号

株式会社栄信

代表取締役　藤山　効士

第69期決算公告

平成26年2月6日

福岡市東区千早三丁目9番23号

株式会社福岡交通会館

代表取締役社長　成冨　照明

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	248,050
	固定資産	61,601
	資産合計	309,651
負債及び純資産の部	流動負債	10,201
	固定負債	58,802
	株主資本	240,647
	資本金	20,000
	利益剰余金	221,694
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	216,694
	（うち当期純利益）	（15,316）
	自己株式	△1,047
	負債・純資産合計	309,651

第27期決算公告

平成26年2月6日

北海道久遠郡せたな町瀬棚区三本杉96番地

株式会社瀬棚物産

代表取締役　菅原　隆幸

貸借対照表の要旨

（平成25年3月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,798
	固定資産	5,059
	資産合計	13,857
負債及び純資産の部	流動負債	7,044
	負債合計	7,044
	株主資本	6,813
	資本金	18,000
	利益剰余金	△ 11,187
	その他利益剰余金	△ 11,187
	（うち当期純損失）	（291）
	純資産合計	6,813
	負債・純資産合計	13,857

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年三月十日であり、株主総会の決議は、平成二十六年一月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十六年二月六日

北海道久遠郡せたな町瀬棚区三本杉九六番地

株式会社瀬棚物産

代表取締役　菅原　隆幸